

松 山 大 学 論 集
第24卷第4 - 2号抜刷
2012年10月発行

近世後期における通貨

—— 高松藩を中心に ——

加 藤 慶 一 郎

近世後期における通貨

—— 高松藩を中心に ——

加 藤 慶 一 郎

I. は じ め に

近世以前における貨幣は、幕府による全国通貨の発行にもかかわらず、多元的・分権的要素を色濃く残しており、その全貌をつかむことは容易ではない。いわゆる三貨以外にも、17世紀における領国貨幣、近世初頭および後期における私札、そして19世紀において本格化した藩札などが重層的に流通しており、さらに幕末期に蔓延する天保通宝などの諸贋造通貨を含めると事態はより一層複雑になる。

こうした近世通貨体制の究明は、「一国一通貨」が主流となった近代の通貨体制を相対化しつつ、貨幣という媒体の特性を知るための大きな手がかりを与えるであろう。また近世経済史の観点からすると「近世経済発展の度合い」を知る上でも有用な分析対象となりうる¹⁾。

本稿では近世後期における藩札に着目して、地方の通貨流通について考察したい。その際の事例として高松藩札を取り上げることにするが、その理由の一つはそれが近世後期における藩札の成功例である点があげられる。すなわち、高松藩では国産砂糖を中心とした専売制を遂行するにあたり、藩札をその手段として活用して成果を上げたとされる。それゆえ、同藩の藩札をめぐって一定

1) 岩橋勝「近世貨幣経済のダイナミズム 熊本藩領を事例として」『社会経済史学』第77巻第4号、2012年、4頁。岩橋氏は同時に、「観察すべき事項は多面的でなければならない」として（同前4頁）、交換手段の形態のほか、小額貨幣、実物経済の事情、貨幣供給の弾力性、発展の地域的格差、地域内貨幣経済の浸透度合いを上げている。

の研究が蓄積されてきたが、その流通実態については十分明らかではないからである²⁾

そこで以下では、2節にわたって高松藩札の流通状況の一端を明らかにしたい。まずⅡにおいて高松藩札の価値基準の変化を取り上げる。高松藩札は「匁」を通貨単位としており、本来は丁銀などの幕府秤量貨幣に基礎づけられた通貨であった。しかし、幕末期になると、「匁」表示ではあるが、実質的には金建てに転換することになった。この点を幕府貨幣との交換相場に着目して検討したい。Ⅲでは、この高松藩札と幕府金銀貨との交換状況について明らかにしたい。一般に藩専売制下の領内では藩札の使用が推進されているため、領民が領外で獲得した幕府通貨については藩札に交換する仕組みが必要となる。その場合、どのような内実をもって交換が行われていたのかについて、東讃岐の醸造家である佐野五郎左衛門が藩からその運営を委託された引替所を取り上げ、その一端を明らかにしたい。こうした作業は、藩札それ自身のあり方だけでなく、全国通貨である幕府金銀貨と地方通貨である藩札との関係にも光を当てることになると思われる。

Ⅱ. 高松藩の藩札

まず近世後期における高松藩の経済政策について簡単に見ておくことにしよう。

宝暦期において本格的な財政改革が実施され、一定程度その財政難は克服された。しかし、19世紀に入ると、再び藩財政は行き詰まりを見せるようになり、藩札の貸し付けや、楮や茶などの国産奨励が行われた。こうした施策は砂糖生産の振興につながるが、財政難は即座に改善したわけではなく、文政末期

2) この点に関しては小川福太郎「高松藩 文化—文政—天保年間の財政難と其の解消—高松藩札史の研究—」(『高松経専論叢』第19巻第1・2・3号, 1945年)など古くから多数の研究蓄積があるが、ここでは近年の代表的な成果として西川俊作・天野雅敏「諸藩の産業と経済政策」新保博・斎藤修編『日本経済史2 近代成長の胎動』(岩波書店, 1989年)を挙げておく。

には金1両が藩札600～700匁にまで減価するに至った。そのため、藩は年貢米徴収権や藩所有林の売却のほか、新藩札の発行に踏み切った。砂糖の専売制が軌道に乗ったこともあり、その後、藩札相場は安定した。

同藩製糖業は幕末期において全国最大規模を誇った。これは高松藩の殖産興業政策が奏功したものであり、19世紀に入ると大坂市場や江戸市場において販売量を伸ばした。その際、藩札は生産資金として、あるいは領外向け販売の前渡し金として活用され、領内の砂糖生産・流通を支えるとともに、藩の幕府正貨獲得に寄与するところが大きかった。

上記の藩経済政策の中で藩札は以下のような経緯をたどった。

まず宝暦4（1754）年10月に発行されたが³⁾、その額面については、いくつかの加除が行われた後、小額面から高額面までが網羅されていた（100匁、30匁、20匁、10匁、1匁、5分、3分、2分）。これは日用の小口の支払や釣り銭から高額の商品取引決済まで対応可能な体系だった⁴⁾。引替は城下の札会所のほか、領内に設けられた10ヶ所の小引更所で行われた⁵⁾。発行当初は近隣の他領でも通用し、天明寛政頃において他国商人は幕府貨幣なみの信任を与え、帰国の際にそのまま持ち帰っていたという⁶⁾。その後、藩財政の再建が停滞する中で、藩札の乱発傾向が高まり、先述の通り文政末期にはその価値が約10分の1に減価した。藩は藩所有林の売却などの大胆な対策を講ずることでその回収に努めた。その結果、ほぼ元の水準に回復したため、改めて天保4年3月、新藩札を発行した。額面は100匁、10匁、1匁、3分、2分が確認されている⁷⁾。この時も領内に小引更所がいくつか設けられている。そのうち、讃岐国大内郡

3) 木原溥幸『近世讃岐の藩財政と国産統制』（溪水社、2009年）95頁。

4) 実際、安永8（1779）年10月1日において、「世上通用之銀札之内、小札之分ハ損多相聞候」として新札と交換されている。これは小額の支払いにおいても藩札が使用されていたことを示唆する事実であろう（香川県立文書館編・発行『香川県立文書館史料集2 高松藩御令條之内書抜 下巻』1999年、44頁）。

5) 木原『近世讃岐』107頁。

6) 小川福太郎「高松藩」3頁。

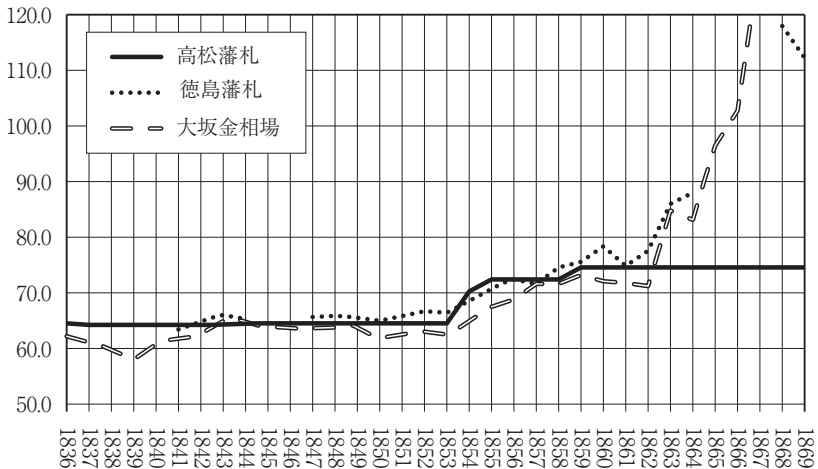
7) 荒木豊三郎編『増訂 日本古紙幣類鑑 中巻』（思文閣、1972年）275頁。ただし、券面には「天保三年」と印刷されている。

引田村で運営を委託されたのが先述の佐野五郎左衛門であった⁸⁾

【図1】は高松藩札相場を表示したもので、金1両当たりの相場を匁建てで表示している。これらは小引更所の帳簿である「金銀銭銀札請取上納通」において、実際の引替時に適用された数値である⁹⁾

同図により高松藩札相場の推移を見ると、1830年代の天保期から1850年代初頭の嘉永期まで一定しており、まったく変動がない。その後1850年代において立て続けに切り下げが行われ、1860年代以降は再び固定化されたまま明治維新に至った。高松藩札相場と大坂金相場を比べると、1830年代から1850

図1 高松藩札・徳島藩札・大坂金相場の推移（匁/両）



資料) 香川県立文書館所蔵佐野家文書 1306-1338, 『阿波の古文書2 丹兵衛日記』, 『近世大阪の物価と利子』

注) 徳島藩札相場の日付にはかなりばらつきがある。

8) 佐野家史料は香川県立文書館と東かがわ市歴史民俗資料館に所蔵されている。近世史料は主として前者において所蔵されている。

9) 香川県立文書館所蔵佐野家文書 1647, 1648, 1306-1338。その表題は当初は「正金銀銭銀札請取上納通」(天保7年), 「正金銀銭銀札出入差引上納請取通」(同8年), 「小引替所金銀上納通」(同9年)と変遷をたどったが、天保10年以降は「小引替所金銀上納通」と一定するにいたった。本稿では基本的に「金銀銭銀札請取上納通」と称することにしたい。

年代の安定期だけでなく、1850年代半ば以降の相場下落期においても、高松藩札相場が若干割安であるものの、両者はほぼ連動しているようである。恐らく高松藩では大坂相場を睨みながら、適宜相場を変更していたのであろう¹⁰⁾

こうした相場の設定への取り組み姿勢は1850年代末に至り大きく変化することになる。すなわち、安政5（1858）年において藩札相場が72匁5分から74匁5分へと切り下げられ、その後は急激に大坂金相場の下落が進行したにもかかわらず、変更されることは一切なかった。この点は隣接する徳島藩札相場が大坂金相場に連動して切り下げられていったのとは対照的であった。こうした事実から判断して、高松藩札は安政5年に金1両=74匁5分で固定され、秤量銀貨との直接的な関連を断ったと言えよう。つまり通貨単位としては「匁」という秤量銀貨の単位に準じているものの、交換価値としては金貨体系に属する「金札」に転換したのである。

以上のように安政5年が同藩藩札にとって大きな転機になったことは間違いないだろう。そこで以下では当時の状況を確認しておくことにしたい。次の史料は高松藩札会所から小引更所へ出された藩札相場切り下げの通達である¹¹⁾

【史料1】

以飛脚申進候

一金壹両也 正銀二而 七拾四匁五分 定

但壹歩銀壹朱銀共

歩銀 入 壹歩 延

出 壹歩半 延

10) 天保3年1月の旧札から新札への過渡期において金1両=古札650匁、加印札65匁の相場が定められていたが、後者の65匁という相場が「此節大坂表金相場下直二付、当地とハ余程之違在之、迷惑致候向も在之候用相聞候二付、此度相場相改（後略）」と町奉行と郡奉行から町郷中へ触れられている（『香川県立文書館史料集2』310頁）。たとえば1月4日の大坂金相場は1両につき61匁2分5厘であった（『近世大阪の物価と利子』114頁）。

11) 佐野家文書3085「金銀札小引更一件御用留」。

右之通今日より金相庭相改候間此段申進候以上

安政五午年七月廿一日

廣瀬与兵衛

三宅八郎兵衛

綾田米三郎

佐野五郎左衛門様

ここで金1両が74匁5分とされたことは述べられているが、固定化するか否かについては一切言及がない。

この点は同藩藩札にとって大きな転換であるから、他の史料の文言も確認してみよう。下は寒川郡の大庄屋の御用留にある通達である¹²⁾

【史料2】

一、金壹両也 正銀ニ而七拾四匁五分定メ

但、壹歩銀・壹朱銀共歩銀入壹歩延、出壹歩半延

右之通今日より金相場相改候旨申来り候間、左様心得其段不洩様御触可被成候

七月廿一日

両大庄屋

内容的には【史料1】とほぼ同じで、それまでと同様に通例どおりの相場変更の通知にすぎない。

もう一つ別の史料を掲げておくことにしよう¹³⁾ これは阿野郡南川東村の庄屋役を務めた稲毛家に残された史料の一部である。

【史料3】

以飛札申入候

12) 香川県立文書館県史編纂史料・田中家（寒川郡田中浩一氏所蔵）「御用留 二十九」。

13) 香川県立文書館稲毛家文書 529 「御用廻文留」。

午七月廿一日より

一、金壹両也 正銀二而七拾四匁五分定

歩銀 入 壹歩延

出 壹歩半延

但、壹歩銀壹朱銀共

右之通今日より相庭相改候段札会所より申来候間、左様相心得早々村々端々迄不洩様御申渡可有之候、為其如此申入候以上

七月廿二日

大庄屋兩人

村々飛脚

奥村氏より出

若干文言が変わってはいるが、内容的には同じである。ただし、この「御用回文留」の巻末には目次があり、検索の便宜のため各回文の内容が摘記されている。その文言から文書の受け手による通達の理解内容を窺うことができる。その部分には以下のように記されている。

【史料4】

一、金相場相改、金銀同様取扱候事

但、壹両七拾四匁五分定 歩銀出入同事

ここで注目されるのは、「金銀同様取扱候事」の部分であるが、これも「金と銀は1両=74匁5分の相場をもって通貨として取り扱う」という意味と考えられ、それ以上の意味を読み取るのは難しい。改めて【図1】を見てみると、藩札相場はおおむね大坂金相場を若干下回る水準が基準になっているようである。そうだとすると、この基準を文久3（1863）年に超えることになるが、その際にも小引更所への通達は確認できない。しかしながら、許容限度を超えていたためか、嘉永6（1853）年から隣接する徳島藩の金相場情報を収集している。すなわち、小引更所の運営を担う佐野家は札会所に対して徳島藩相場をた

びたび報知しており、それは嘉永6年が2回、同7年9回、安政2年3回、同3年4回、同4年7回、同5年12回、万延元年3回、文久元年1回、同2年3回に上った¹⁴⁾しかしながら、藩札相場は変更されることなく、明治期に至ることになった¹⁵⁾

Ⅲ. 佐野五郎左衛門家の小引更所

本節では引田村所在で、佐野五郎左衛門家が引替業務に当たった小引更所における交換状況を検討することにしよう。

以下は佐野家が小引更所の運営を始めるにあたって藩から提示された規定である¹⁶⁾

【史料5】

定

- 一、銀札正金銀共已刻より未刻迄引更可申候、尤指急候得ハ不限何時引更相渡可申候
- 一、正銀百目持参之者江銀札百目相渡可申事
- 一、銀札百目三分持参之者江正銀百目相渡可申事
- 一、金引更之義時々相庭ヲ以引更可申事
但相庭之義は時々札会所より可申達候
- 一、式朱壺朱金銀を以小判式歩判壺歩判等ニ致度由好候共、引更相渡申間敷事

14) 佐野家文書 3085「金銀札小引更所一件御用留」。

15) 明治3年1月に正金・金札1両=60匁との相場が定められているが、「正金引替出入は是迄之通当分相休候」と実際の交換は行われていなかった。なお、明治2年2月と3月に金札（太政官札）1両当たり、それぞれ58匁と48匁の相場が定められているが、やはり交換は行われていない。そして明治3年7月に小引更所は閉鎖されるが、その際、佐野家から藩に対して変換された通貨は、二分金160両、二朱金40両、銀札20貫目であった（佐野家 3085「金銀小引更所御用留」）。

16) 佐野家文書 3085「金銀札小引更所一件御用留」。

- 一、小判式歩判壹歩判等ヲ以式朱壹朱金銀ニ致度由好候得は、右小判式分判壹歩判等引更入ニ致代銀札ヲ以好之通引更相渡可申事
- 一、錢持參致候得は歩銀無ニ銀札引更可申候、銀札ヲ以錢引更度由好候得は歩銀式歩取納引更可申事
- 但錢相庭之義是又時々札会所より可申達候

付札当時相庭

金壹両ニ	六十四匁四分入
	六十四匁六分出
式朱判以下壹両ニ	六十四匁式分入
	六十四匁四分出

一、錢壹貫文

代九匁壹分四厘 但壹匁丁百五文遣

右条々堅可相守者也

天保五年 札会所

十一月

(後略)

引替に関する規定は以下の通りである。

- (1) 銀札 100 目を得るには正銀 100 目で済むが、正銀 100 匁を得るには銀札 100 匁 3 分が必要である。
- (2) 正金の引替は札会所から伝えられる相場に応じて行われる。
- (3) 錢貨に関しては、銀札との交換のみが想定されており、錢貨から銀札への交換は手数料なしで行われ、銀札から錢貨への交換は手数料が賦課される。

(2)に関しては、小額の二朱金・一朱銀から高額の小判・二分金・一分金への交換は認められていなかった。逆に、小判・二分金・一分金から二朱・一朱の計数金銀貨や銀札への交換は認められていた。こうした規定の背後で小額貨幣より高額貨幣への高い評価が存在していたと考えられる。こうした小額の計数金銀貨が大量に発行されていた点については後に触れることにしたい。その後にこの時の金相場が記されており、それは大坂のそれとほぼ同水準である¹⁷⁾

また後略の部分にはより具体的な小引更所運営方法についての取り決めが示されている。引替準備として金200両と銀札20貫目が藩から下げ渡され、その引替に佐野家から質物を準備金額の2割増しで差し入れることになっていた。この準備金の構成から小引更所での引替は主として計数金銀貨⇔銀札の交換を想定していたことが分かる。そして受け入れた計数金銀貨は適宜札会所へ差し出し、代わりに銀札を受け取るようになっていた。また銀札についても同様で引替に計数金銀貨を受け取ることが規定されていた。

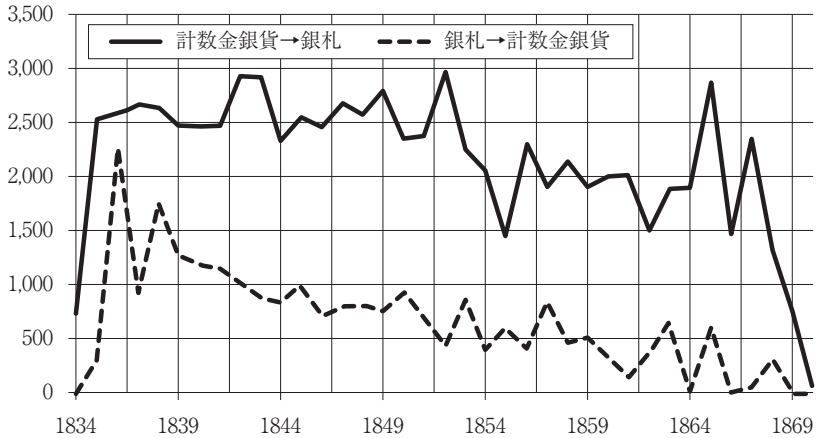
【図2】は金銀小引更所における引替高を示したもので、【図1】と同じく、同所の運営を担った佐野家が記帳した天保3～明治3年の「金銀銭銀札上納通」を基に作成している。なお、小引更所は先述の通り天保5年に佐野家に託され、明治3年には活動を停止しているため¹⁸⁾、ここにほぼ全期間の動向を網羅していることになる。

同図においては、実線が持ち込まれた計数金銀貨の代わりに銀札を手渡した金額で、破線が持ち込まれた銀札に対して計数金銀貨を手渡した金額を示している。まず明らかなことは、小引更所からの払い出しでは銀札が計数金銀貨を圧倒している点である。時期によって違いはあるが、計数金銀貨の受け入れは1830年代後半から50年代前半にかけては約2,500両、その後はだいたい2,000両程度で推移している。銀札の受け入れは一時的に計数金銀貨の受け入

17) 同年11月1日金相場が1両当たり63.850匁、銭相場が銭1貫文当たり9.130匁であった(大阪大学近世物価史研究会編『近世大阪の物価と利子』創文社、1963年、114頁)。

18) 明治3年1月に引替が停止され、同年7月に引替準備金が高松藩へ返納された(「金銀札小引更所一件御用留」)。

図2 金銀小引更所における引替高（単位：両）



史料) 各年分「金銀上納通」

れ高に迫ることもあったが、おおむねそれよりも1,000~1,500両程度下回る水準で推移していた。したがって、毎年1,000~1,500両程度の銀札が市中から回収され、その対価として同じ額の計数金銀貨が市中へ散布されていたことになる。

以下では引替の内実について観察することにしよう。

【表1】は個々の引替取引についてまとめたものである。ただし、利用可能な帳簿としては小引更所設立当初の天保5年分と同12年分が残されているに過ぎず、1月~5月分が判明し、より多くの数字を得られる後者を選んだ。

その記載例をあげておくと次のようになる。引替の日時、金額、引替者の居所と名前が記されている。

【史料6】

正月十一日

一、同(金：引用者注) 壱両貳分 引田 半次

表1 小引更所における引替状況(天保12年1~5月)

地域	計数金銀貨→銀札			銀札→計数金銀貨		
	金額(両)	比率(%)	件数	金額(両)	比率(%)	件数
引田村	1,005.6	95.6	117	384.0	72.3	65
領内他村	42.9	4.1	51	106.7	20.1	38
阿波国	0.7	0.1	2	37.3	7.0	24
紀伊国	0.0	0.0	0	0.8	0.2	1
その他・不明	1.9	0.2	7	2.1	0.4	3
合計	1,051.1	100.0	177	530.9	100.0	131

史料) 佐野家文書 1642「金銀小引更日々出入帳(天保12年)」

一、同八両也 引田 弁蔵(後略)

同表にあるように、半年足らずの間に総計で約300の交換取引が行われていた。平均すれば一日数件は交換が行われていたのである。そして、引替者の居所であるが、大半は小引更所が所在する引田村の住民だが、他にも領内他村や阿波国の者が散見される。特に銀札から計数金銀貨への交換においては阿波国居住者が少なくない。これは恐らく商用を済ませて帰国する際に高松藩札を計数金銀貨に交換する場合がかなりあったのであろう。1件当たりの引替額は計数金銀からの引替が約6両、銀札からの引替が約4両とやや前者が多い。

こうした双方の引替のあり方の違いを確認するため、【表2】を作成した。これを見ると双方の違いは歴然としている。すなわち、銀札から計数金銀貨への引替においては、ほとんどが10両未満層に含まれているのに対して、計数金銀貨から銀札への交換は30-40両層と20-30両層が合わせて30%以上の比率を占めているのである。取引規模において両者の間には大きな相違があると言えよう。

では交換はどのような通貨によって行われたのであろうか。つぎにこの点について確認することにしよう。この点については先に図1作成に利用した「正金銀銭銀札請取上納通」によって判明する。その記載例を天保5年のそれに基づ

表2 小引更所における引替の金額別構成（天保12年1～5月）

金額 以上 未満	計数金銀貨→銀札		銀札→計数金銀貨	
	小計	比率(%)	小計	比率(%)
30-40	174.0	16.6	0.0	0.0
20-30	159.0	15.1	0.0	0.0
10-20	314.8	29.9	21.0	4.0
0-10	403.3	38.4	509.9	96.0
合計	1,051.1	100.0	530.9	100.0

史料) 佐野家文書 1642「金銀小引更日々出入帳（天保12年）」

づき見ておこう¹⁹⁾

【史料7】

二月廿八日

一、金三拾九兩貳分也

此札 貳貫五百七拾七匁貳分貳厘

一、貳朱判以下 參拾九兩三分壹朱

此札 貳貫五百八拾九匁五分七厘

メ五貫百六拾六匁七分九厘

引合人 勝田米三郎

この時に藩へ上納された貨幣は「金」と「貳朱判以下」に分類されている。後者は二朱・一朱の計数金貨であろうから、前者は一兩・二分・一分となる。そしてそれぞれについて手数料を含めて藩札に換算されている。帳簿全体は二部構成を取っており、前半には引替希望者が正金銀（計数金銀貨）あるいは銭貨を持参し、銀札との交換をした際の記録が記されている。後半は引替希望者が

19) 佐野家文書 1306「小引替所金銀上納通（天保5年）」。

銀札を持参し、その代わりに正金銀（計数金銀貨）を受け取った際の記録が記されている。ただし、後に明らかになるように、銭貨が持ち込まれたことは皆無である。

上述の小引更所の引替業務について年間を通して観察しようとしたのが【表3】である。ここでは天保6年の引替状況について、計数金銀貨が持ち込まれ、銀札に交換された場合と、銀札が持ち込まれ、計数金銀貨に交換された場合に分け、日付順に表示している。通貨の呼称についてはいずれも史料上の表記に従っている²⁰⁾

ここでまず注目されるのは、銀札との交換のため持ち込まれた金貨が多様であるのに対して、銀札と交換された金貨は「金」で占められている点である。「二朱判以下」の分類があるため、先と同じく「金」とは一両、二分、一分金を、「二朱判以下」とは二朱、一朱金を意味していると考えられる。ちなみにこの年は「金」の比率が額面で全体の87.4%を占めている。

次に気付かされるのは、金貨の中で額面の違いによって交換相場が異なることである。比較のために同じ日に引替が行われた場合に注目すると、たとえば2月28日では「金」1両が銀札65匁2分、「二朱判以下」では1両が65匁となっている。6月10日でもそれぞれ、64匁6分と64匁4分と相違していることが分かる。先の小引更所の引替規定に見られた、二朱以下の諸通貨よりも小判・二分金・一分金を高く評価する基準が交換相場にも適用されていたのであろう。なお、6月27日の「金」と「一朱」の相場が同じである点について、その理由は不明である。

では、このような相場の違いはどのように推移したのだろうか。

残念ながら交換相場の貨幣間格差の通時的変化は、ここで検討に用いた「金

20) 天保5年は11月に小引更所が設立されたため、2ヶ月分しか記録が無い。そのため、翌年を選んだ。なお、計数金銀貨が持ち込まれた場合において、何らかの問題があるものについては「匁」として引替が拒否されている。例えば天保6年の場合は8両1分2朱で、全体の0.3%であった。このように僅少な場合が多かったため集計にあたってはこれらを除外することはしなかった。

表3 天保6年の引替状況

計数金銀貨→銀札					(計数金銀貨→銀札)				
月	日	通貨	両	相場	月	日	持参通貨	金	相場
1	4	金	50.0	64.4	⑦	26	金	100.0	64.5
1	23	金	100.0	64.4	8	6	金	50.0	64.5
1	26	金	5.2	64.4	8	20	金	60.0	64.5
2	16	金	60.0	—	9	12	金	70.0	64.5
2	16	南鐐	10.0	65.4	9	25	金	50.0	64.5
2	28	金	39.5	65.2	10	20	金	100.0	64.5
2	28	二朱判以下	39.8	65.0	10	30	金	80.0	64.5
3	29	金	20.0	64.6	11	10	金	110.0	64.5
3	29	二朱判	30.0	64.4	11	19	金	120.0	64.5
4	26	金	35.0	64.6	12	2	金	150.0	64.5
4	26	二朱判以下	15.0	64.4	12	5	金	200.0	64.5
5	22	金	25.0	64.6	12	8	金	100.0	64.5
5	22	二朱判	20.0	64.4	12	14	金	120.0	64.5
6	10	金	20.0	64.6	12	22	金	150.0	64.5
6	10	二朱判以下	80.0	64.4	合 計		—	2,523.7	—
6	—	金	2.5	64.6	銀札→計数金銀貨				
6	19	金	57.6	64.6	8	20	金	20.0	64.5
6	23	二朱判	70.0	64.6	9	25	金	20.0	64.5
6	23	一朱金	41.5	64.6	10	30	金	30.0	64.5
6	27	金	45.5	64.6	11	18	金	40.0	64.5
6	27	一朱	11.1	64.6	11	19	金	30.0	64.5
7	6	金	70.5	64.6	12	2	金	50.0	64.5
7	11	金	80.0	64.6	12	8	金	30.0	64.5
7	18	金	35.5	64.6	12	22	金	90.0	64.5
⑦	10	金	100.0	64.5	合 計		—	310.0	—

史料) 佐野家文書 646「金銀上納通」

注) 丸数字は閏月を示す。

銀錢銀札請取通」から網羅的に相場を追うことはできない。なぜなら、相場を知るためには実際に引替取引の集計が行われ、帳簿に記載されなければならないが、小引更所の取引には限りがあるからである。さらに厳密には、同じ日付で、複数種類の通貨の引替が行われていることが必要である。この点で後に見るように、引替に供される通貨の種類はさほど多くなく、そのため把握できる相場も多くないが、一つの傾向を示しているものとして、ここで確認しておくことにしよう。

天保6年現在の金1両に付き銀札2分の格差は同9年においても維持されている。たとえば、同年7月23日における「金」の相場は銀札64匁であり、その前後の7月23日と8月24日の二朱金の相場は銀札64匁2分だった。この間、「金」と二朱金の相場は異なると見てよいだろう。しかし、翌天保10年になると、「金」が64匁2分（1月4日）のままだったが、1月21日以降12月9日まで20回にわたり集計された一朱金・二朱金の相場を見ると64匁2分で一定であった。つまり「金」（二分金・一分金）と一朱金・二朱金の相場が一致したのである。この場合は、それまでの水準から判断して、相場が低かった一朱金・二朱金の価値が上昇して「金」のそれへ鞆寄せされたのである。その後、天保13年になると「一分銀以下」という分類が生まれるが、相場は64匁2分で変わらなかった。しかし、この年の「一朱」は63匁2分と相当低い相場が付けられていた。しかしながら、この年以降「一朱」が交換されることはなかったため、この低い相場がその後どうなったかは不明である。代わって翌年には「一分銀」が63匁7分で交換されている。この「一分銀」が次に引替に供されたのは嘉永6年で、その時の相場は64匁5分だったが（1月4日）、これは同じ日に交換された二朱金と同じ相場にあり、平準化していることが分かる。ただし、この「一分銀」の交換は安政2年の事例では72匁3分で（6月24日）、同じ日の二朱金相場の72匁5分を下回っている。安政2年以降、こうした相場の相違は一切見られなくなり、安政5年7月までは72匁5分、8月以降は74匁5分と共通の相場が適用されており、小引更所の閉鎖までこ

の74匁5分の相場に基づいて引替が行われた。

次に交換された通貨の種類を確認しておこう。計数金銀貨は幕府の統括下で江戸において発行され、直轄都市を介して全国に向けて散布されていくことになるが、果たして東讃地方の引田村ではどのような通貨が引替に供されたのであろうか。文政期以降、小額の計数金銀貨が繰り返し発行されたが、このことは交換通貨と関連をもったのだろうか。

この点を確認するために用意したものが【表4】である。【表3】と同じく通貨の呼称は史料の表記に従った。表の左側には引替により銀札を得るために持ち込まれた計数金銀貨を、右側には銀札をもって交換され、小引更所から払い出された計数金銀貨を記している。ここでは余り煩雑にならないよう、各通貨の交換高やその比率などは省略した。それでも引替状況を長期にわたり追うことで傾向をつかむことができるであろう。

この表を一見して分かることは、計数銀貨が少ないことである。「南鐐」が1830年代前半に見られたほか、一分銀が散発的に現れたにすぎない。そのことと関連していると思われるのが分類の大まかさである。すなわち、計数銀貨の「一分銀以下」の分類は、これが金貨のように二朱や一朱での区切りを想定していなかったことを示唆するもので、一朱銀、二朱銀、一分銀の3種類の通貨間で区別が無かったのだろう。

他方で金貨は多様である。計数銀貨のような大まかな分類は見当たらず、「二朱以下」、すなわち一朱金と二朱金をひとまとめにする分け方と、「金」という一両、二分、一分をまとめたものが見られる程度である。したがって、額面の小さな方から、一朱、二朱、一分、二分、一両がそれぞれ網羅されていることになる。先にみたように交換相場は総じて平準化傾向にあったが、場合によっては相場が異なる可能性が残っていたためかも知れない。この分類の細かさはたとえば、嘉永5（1852）年における合計7種類の通貨交換に表れている。これは引田村周辺の商人らにとって金貨が大量に流通する、重要な通貨であったことを意味すると思われる。その中で特に重要度が高かったと考えられるのが

表4 引替取引における通貨の種類

〔判金〕	持ち込まれた通貨								和暦	西暦	払い出した通貨					
	一分銀以下	一分銀	南鐮	一朱金	二朱金以下	二朱金	一分金	二分金			金	小判	金	一朱金	一分金	一分銀
			●			●		●		●	天保5	1834				
			●	●	●	●			●		天保6	1835	●			
					●	●			●		天保7	1836	●	●		
					●	●			●		天保8	1837	●	●		
									●		天保9	1838	●	●		
				●		●			●		天保10	1839	●	●		
						●			●		天保11	1840	●	●		
						●					天保12	1841		●		
	●	●		●		●	●		●	●	天保13	1842	●	●		●
		●				●			●	●	天保14	1843		●		
●						●	●			●	弘化元	1844		●		
●						●					弘化2	1845		●		
						●					弘化3	1846	●	●		
						●					弘化4	1847	●			
						●					嘉永元	1848		●		
						●					嘉永2	1849	●	●		
						●					嘉永3	1850		●		
		●				●			●		嘉永4	1851		●		
						●			●		嘉永5	1852		●		
		●				●					嘉永6	1853	●			
						●			●		安政元	1854		●		
		●				●			●		安政2	1855		●		
						●					安政3	1856		●		
						●			●		安政4	1857		●		
●						●					安政5	1858		●		
		●				●		●	●		安政6	1859	●	●		
		●				●	●	●			万延元	1860		●		
		●					●	●	●		文久元	1861		●	●	
		●					●	●			文久2	1862		●	●	
								●	●		文久3	1863		●		
									●		元治元	1864				
									●		慶応元	1865	●			
									●		慶応2	1866				
									●	●	慶応3	1867	●			
							●		●		明治元	1868	●		●	
								●	●		明治2	1869				

史料) 佐野家文書「金銀銭銀札請取上納通」各年分

二朱金であった。これは天保5年から万延元年までほぼ連年交換されているほどであり、それだけ当該地域における流通量が多く、したがって人々の手元に多くあったことを示すものであろう。とりわけ1846～50年においては、すべての引替通貨が二朱金で占められていた点は注目に値する。これに次ぐのが「金」であり、一両・二分・一分が区別なく通貨として使用されていたことが背後にあると考えられる。

それでは交換にともなって小引更所から払い出された通貨に目を転ずることにしよう。こちらの方は先と異なり、いたって簡素である。二朱金が中心で、それに「金」（二分，一部）が加わる形が明らかであった。払い出し通貨が「より好み」されていたことになるが、これは持ち込まれた通貨量よりも払い出された通貨量の方がはるかに少なかったためできたことである。銀札を持参した引替希望者は小引更所にある雑多な貨幣の中から、二朱金を好んで持ち帰ったと考えられる。

最後に上で検討した交換通貨の意味を考えてみたい。つまり江戸における発行量の多寡がそのまま東讃での引替取引量に当てはまるのか、あるいは別の論理によって先行されていたのか、といった問題である。

この点を確認するために作成したものが【表5】である。ここには幕府が発行した計数金銀貨についてその通用期間、規定の量目と品位、鑄造高を示している。18世紀以降、小判・一分判の鑄造高が減少傾向を見せるのに対し（7，10，16，20，23），二朱や一朱といった小額面の計数金銀貨の鑄造高が大きく増大する。本稿が対象とする天保期以降においては、文政二朱銀（11）・一朱銀（14），天保二朱金（15）・天保一分銀（17），嘉永一朱銀（18），安政一分銀（22），万延二分判（24）などの多さが目を引く。これらのうち金貨は天保二朱金と万延二分判のみであり、一朱・二朱・一分の額面をもつ計数銀貨が幕末に向かってより大量に発行されていたことが分かる。特に天保一分銀と安政一分銀の鑄造高は合計すると万延二分判に匹敵するほどであった。したがって商品市場において支払い手段としてはこれらの計数銀貨が中心であるはずだった。

表5 幕府計数金銀貨の発行状況

番号	種類	通用期間	規定の量目	規定の品位	鑄造高
1	小判・一分判	1601-1738	4.76匁	0.87	1,472万7,055
2	小判・一分判	1695-1717	4.76	57.36	1,393万6,220
3	二朱金	1697-1710	0.60	57.36	—
4	乾字小判・一分判	1710-1722	2.50	84.29	1,151万5,500
5	武蔵小判・一分判	1714-1738	4.76	84.29	21万3,500
6	享保小判・一分判	1715-1738	4.76	86.79	828万
7	元文小判・一分判	1736-1827	3.50	65.71	1,743万5,711
8	南鐐二朱銀	1772-1829	2.70	上銀	593万3,000
9	文政（真文）二朱判	1818-1835	1.75	56.41	298万6,022
10	文政小判・一分判	1819-1842	3.50	56.41	1,104万3,360
11	文政二朱銀	1824-1842	2.00	上銀	758万7,000
12	文政一朱金	1824-1840	0.38	12.05	292万0,192
13	文政（草文）二分判	1828-1842	1.75	48.88	203万3,061
14	一朱銀	1829-1842	0.70	上銀	874万4,500
15	天保二朱金	1832-1866	0.44	29.33	1,288万3,700
16	天保小判・一分判	1837-1859	3.00	56.77	812万0,450
17	天保一分銀	1837-1874	2.30	上銀	1,972万9,139
18	嘉永一朱銀	1854-1874	0.50	上銀	995万2,800
19	安政二分判	1856-1867	1.50	19.56	355万1,600
20	安政小判・一分判	1859-1867	2.40	56.77	35万1,000
21	安政二朱銀	1859	3.60	85.00	8万8,375
22	安政一分銀	1859-1874	2.30	上銀	2,547万1,150
23	万延小判・一分判	1860-1874	0.88	56.77	66万6,700
24	万延二分判	1860-1874	0.80	22.00	4,689万8,932
25	万延二朱金	1860-1874	0.20	22.00	314万0,000

注) 1. 岩橋勝「近世の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社, 2002年) 438頁, 「表1 幕府金銀貨発行一覧表」をもとに作成。

2. 丁銀・豆板銀, 大判は除いた。

しかしながら、【表4】において示されているように、高松藩領民が小引更所に持ち込んだのは主として二朱金もしくは「金」に分類される小判・二分判・一分判であったのであり、この点で大きな相違が確認できるのである。

Ⅳ. お わ り に

Ⅱでは高松藩札が安政5年以降、金1両=74匁5分で固定化されたことにより、それまでの銀建てから金建て紙幣へと転換したことを明らかにした。同藩領内では藩札が主要な通貨だったと考えられるため、この藩札の金札化という現象は領内経済がそれまでの銀遣い圏から金遣い圏へと転換したことを意味する。

Ⅲでは藩が民間に委託した引替所に着目し、領内へ持ち込まれ藩札と交換された幕府通貨について検討した。幕府通貨の額面については法制がなく、そのため文政以降特に適宜の額面をもつ貨幣が出目獲得を目的として大量に発行された²¹⁾ こうした状況下において、引替所では一分銀などの計数銀貨が交換していた形跡は余りなく、二朱金を中心とする金貨が多いことが明らかとなった。本来ならば銀遣い圏に近い高松藩領内では計数銀貨が選好される可能性もあったが、実際には金貨、しかも比較的小額のそれが選好されていた可能性が指摘できるのである。

以上のように幕末期の高松藩領における通貨をめぐるのは、地方通貨である藩札を銀札から金札へ転換するという価値基準上の政策的対応が、全国通貨の幕府通貨については二朱金などの小額金貨の地方へ向けての流れが浮き彫りになった。今後の課題としては、たとえば藩札が金札化されて以降の高松藩領内の物価体系の変化や、二朱金などの小額金貨の使用実態についてより実証的に考える必要がある。前者の物価体系の変化については、それが領外との交易関係にも影響したことが想定可能であるし、後者の小額金貨については商品取

21) 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣4 近世幣制の動揺』（東洋経済新報社、1973年）158頁。

引における現金決済の位置づけとその際の決済貨幣の内実の解明が課題となるだろう²²⁾

[付記] 史料の閲覧・撮影に際しては、香川県立文書館の嶋田典人氏、東かがわ市立歴史民俗資料館の萩野憲司氏をはじめとする職員の方々からご高配を賜った。厚くお礼を申し上げたい。

22) 岩橋勝「小額貨幣と経済発展—問題提起—」(『社会経済史学』第57巻第2号, 1991年)においては、小額貨幣の中身として「庶民が日常の消費生活を営むうえで欠かすことのできない程度の額面の貨幣」と定義し、長期的な展望に下に貨幣と経済発展との相互依存関係を課題に据えている。本稿はこうした視点に何ら異論をもつものではなく、むしろ実証面で重なる部分が少なくないが、ただし商品取引における決済通貨全般に関心をもつ点で相違する。